

反対

荒木俊彦議員

県内一の財政力を生かせば、県内で一番福祉の充実した住み良い町づくりが可能であるが、そうっていない。

同和問題の解決のためには同和特別あつかいを止めるべき。部落解放同盟補助金365万円は解放同盟大会への旅費、飲

討論

賛成

安永美智男議員

大津町部落差別等撤廃人権擁護に関する条例

が平成7年3月議会で制定され「人権擁護の意識を高めることをもって明るい地域社会の実現に寄与する」としている。まだまだ差別をして自分が優越を感じるような人が多く見受けられる。人権センターを訪問して、ようやく地域の方々と町民の方々のコミュニケーションがとれつつある。

人権差別は何百年であり、まだまだ解消していない。

賛成

吉田忠道議員

町は交付税不交付団体ではあるが、財政は厳しい状況にある。町長はハコモノについて慎重な

反対

永田和彦議員

食費、活動費の支払いに使われ税金で補充するものではない。公共事業の平均落札率は97・18%と高止まりしている。入札制度を早急に改善すべきである。

決算認定 17年度一般会計決算

姿勢であり住民の意見を十分聞きながら進めるということで、評価したい。

特に行政改革は、目に見える形として組織の改変が行なわれた。更に向こう10年間の指針を示す振興総合計画、基本構想、基本計画が策定され評価できるものとして賛成する。

賛成

鈴木ムツヨ議員

解放同盟への補助金に賛成である。その成果

として、研修会や懇談会を継続的に行い、多くの町民の皆様が身近な問題から人権問題を考える意識が芽生え人権教育啓発を推進してきた。特に懇談会では各学校でPTAを中心にしていろんな意見が出されるようになって

反対

松永幸久議員

本請願の趣旨と改正案の内容を精査したが問題はないと思う。

今、学級崩壊は小学校でも有り、又文部科学省では何らかで病んでいると言われる先生が20%近くいるという。それだけ教育の問題が多様化している中、昭和22年に作られた教育基本法はこのままで良いのか？ 21世紀を背負っていく子供たちのために見直しが必要ではないか。

反対

永田和彦議員

教育というものは時代時代によって対応していかなければならない。

多くの時間を割かれ基本法の改正をやるとういう機運が高まり、安倍新総裁も改正を掲げている。討論の中で小学校まで学級崩壊が広がってきていると言われたが由々しき問題である。基本法の解釈の仕方が段々よりき方向でなく、悪い方向に解釈されてきたと考えられ、改正が必要であると考え。

反対

吉田忠道議員

私は基本法を早期に改正する必要があると思う。

終戦直後に成立した現在の基本法は、当時は国民大多数の人が、ある意味で理想的な法律だと認識したと思う。しかし、現在の非常に無秩序な状況、少年犯罪などを見ると、現行基本法の結果がこの状況である。大事なことは、心の問題である。現基本法の10条、不当な介入という言葉でもって他から文句を言わせない、そういうところが強く出た結果、現在の殺伐とした社会状況になつて

教育基本法の改正を強行せず国民的な議論を丁寧に行うことを求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と教育に生かすことを求める請願

賛成

荒木俊彦議員

現基本法10条は「国家や行政は教育に不当な介入、支配をしてはならない」としている。政府

の改正案はこの10条を取り払い国家が教育の内容を決めて、教師に命令し、従わないものは処罰する。これが改悪の目的である。北欧のフィンランドは日本の基本法をお手本とし

賛成

鈴木ムツヨ議員

教育基本法は、戦争を支えた教育の反省に立つて人間の育成を教育の目的に掲げている。教育は国民に直接責任を負う、政府は教育の中身に口を

出さない、教育行政の仕事は教育条件整備をしつつかりやる、教員は国民全体に責任を持つことを原則としている。政府案はこの原則を180度変えて、政府が教育の中身を決め、教員は政府行政の指示通りに愛国心のかん養などを教えるとしている。憲法が保障する思想、良心の自由、内心の自由が侵されると危惧する。

意見書を提出

－ 議員発議 2 件 －

熊本県経済連大津牧場跡地利用に関する反対要望書

提出者

藤坂 重美議員
(全会一致)

平成16年11月、標記跡地に中間処理施設(堆肥化施設)進出の申し出があり、町としては情報公開と住民との協働のまちづくりのために、各地区での説明会を開催し、他県の産廃施設の視察等も行ってきたところです。

平成18年4月25日、建設計画地域の大津北小学校区区長会が町に対して産廃処理施設の進出反対を表明され、同年4月27日、熊本県経済連に対しても同施設の進出反対の要望書が提出されています。

大津町は、瀬田裏の産廃業者による不法投棄問題

等、環境に対する住民意識が高く、地域の環境保全及び自然景観の維持さらに水源涵養の観点から、産廃施設の建設に対して絶対反対であります。このようなことから、大津町議会としても産廃処理施設の進出反対を表明します。以上、地方自治法第99条の規定により要望書を提出します。

提出先

熊本県知事

潮谷 義子様

同趣旨の要望書を次の2団体にも提出します。

熊本県経済農業協

同組合連合会

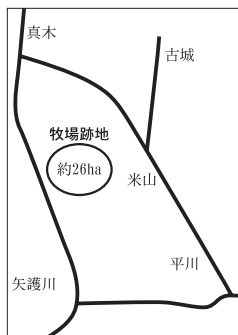
会長

松村 修一様

共和化工株式会社

代表取締役社長

吉村 俊治様



牧場跡地の場所

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書

提出者 吉田 忠道議員(賛成多数)

我が国を取り巻く内外の諸情勢は依然として厳しいものがあり、予断を許さない状況にある。国内的には、大規模災害が相次ぎ、また、北朝鮮の弾道ミサイル発射や不審船事案の発生、国際的には、北朝鮮の核開発問題や米国中枢同時多発テロをはじめとした国際テロ問題などに直面している。

このような情勢の中、国民の生命・財産を守り、諸外国と協力して世界の平和のため活動することが国政の重要な課題となっている。

「国の防衛」は内閣府の業務の一つになっており、防衛庁長官は防衛庁という組織のトップではあるが「国の防衛」の主任の大臣ではない。

平成16年には有事法制も整備され、組織も省とするにふさわしい体制に変革している今、防衛庁を省に昇格し、国の中央官庁における位置づけを整理していかなければならない。省にすることにより、安全保障や危機管理の問題に「国の防衛」の主任の大臣として取り組むことができる。

また、先の通常国会において、「防衛庁の省昇格法案」が継続審議とされたところである。

よって、国におかれては、同問題についての議論を深め、同法案が早期に成立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議員 河野 洋平様 内閣総理大臣 小泉純一郎様
参議院議長 扇 千景様 防衛庁長官 額賀福志郎様

防衛庁を「省」に格上げすることを求める意見書

反対

荒木俊彦議員

狭い地球の中で他国を武力によって押さえつけることはもはや通用しない。武力によって人命を奪うことをなくしていくのが私たちの役割。

日本は平和憲法で「再び政府の行為によって戦争を起こさない」と誓った国。今でも軍事費は約5兆円で世界第二位。これ以上軍備拡大は必要ない。

討論

賛成
安永美
智男議

日本は二度と戦争はしないという憲法のもと人道支援としてイラクに自衛隊を派遣した。その際武器使用を禁じ、

攻撃されてもはむかうことができないなか、苦しい任務をやり遂げた。世界の平和、人道支援のために働く自衛隊として、省への格上げをするべきだと思う。